

昭和五十二年八月十九日受領
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質八一第三号

昭和五十二年八月十九日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

衆議院議長 保 利 茂 殿

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の開港施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川国彦君提出新東京国際空港の開港施策に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の開港の告示とは、航空法第五十六条において準用する同法第四十六条の規定に基づく供用開始の告示を指すと考えられる。この告示は、新東京国際空港公団から新東京国際空港の供用開始の期日の届出があつた場合に行うものであるが、当該届出を供用開始の期日前いつまでにしなければならぬかについては、特段の定めはない。

なお、新東京国際空港の開港については、航空燃料の暫定輸送問題の解決、飛行コースの決定等を行い、地元の協力を得て早期に実現できるように努力しているところである。

二について

御質問の問題については、現在、銚子市等の理解と協力を得られるよう努力しているところ

である。

三について

新東京国際空港に係る航空機騒音対策については、同空港の周辺地域における環境の保全を図る上から重要な問題と考えており、移転補償、防音工事の助成等の施策を鋭意推進してきたところであり、未完了の部分についても、住民の理解と協力を得て早急に実施するよう努力しているところである。

また、民家の防音工事の助成措置については、現在、既存家屋の一室又は二室について防音工事を行う場合に住民に負担が生じないように措置しているところであり、今後、更に検討を進めてまいりたい。

四について

御質問の事業者の選定については、新東京国際空港公団において行っているところである

が、現在、内定の段階にあるので、個々の会社名等については、事業者として決定した後に表示する意向であると聞いている。

右答弁する。